

第 1 1 号議案

亀岡市立図書館条例の一部を改正する条例の
制定について

亀岡市立図書館条例（昭和 4 2 年亀岡市条例第 2 3 号）の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市立図書館条例の一部を改正する条例

亀岡市立図書館条例（昭和 4 2 年亀岡市条例第 2 3 号）の一部を
次のように改正する。

第 8 条の表に次のように加える。

| | |
|-------------------|------------------|
| 亀岡市立図書館中央館第 2 駐車場 | 亀岡市内丸町 1 番地の 1 8 |
|-------------------|------------------|

第 9 条ただし書中「図書館中央館利用者」の次に「（普通自動車
による利用者に限る。）」を加え、同条の表を次のように改める。

| 駐車場 | 区分 | 単位 | 駐車料金 | |
|---------------------|-------|----|-----------|---------------------|
| 亀岡市立図書館 中央館駐車場 | 普通自動車 | 1台 | 2時間以内 | 2時間を超える部分につき30分までごと |
| | | | 400円 | 200円 |
| 亀岡市立図書館 中央館第2駐車場 | 普通自動車 | 1台 | 2時間以内 | 2時間を超える部分につき30分までごと |
| | | | 400円 | 200円 |
| | バス | 1台 | 1回 2,000円 | |

備考

バスは、予約制とし、亀岡市立図書館中央館第2駐車場の指定された部分に限り駐車することができる。

附 則

この条例は、別に規則で定める日から施行する。

亀岡市立図書館条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市内丸町1番地の18に亀岡市立図書館中央館第2駐車場を設置すること。
- 2 当該駐車場の使用料を次のとおり定めること。

| 区分 | 単位 | 駐車料金 | |
|---------|----|-----------|---------------------|
| 普通自動車 | 1台 | 2時間以内 | 2時間を超える部分につき30分までごと |
| | | 400円 | 200円 |
| バス（予約制） | 1台 | 1回 2,000円 | |

- 3 この条例は、別に規則で定める日から施行すること。